

平成 24 年度 第 2 回磐田市小・中学校通学区域審議会 議事要旨

日 時 平成 24 年 8 月 27 日 (月) 9:30 ~ 11:00

会 場 磐田市役所西庁舎特別会議室

構成員	市議会議員	2 人	自治会代表	1 人
	学識経験者	2 人	PTA 代表	2 人
	学校長代表	2 人	市 職 員	2 人

事務局 教育長 学校教育課長 教育支援係長

[磐田市立小中学校通学区域規則の一部改正について]

事務局) 第 1 回通学区域審議会で継続審議となった内容について再提案

隣接校について

学校によっては、隣接校が 1 校しかない学校もあります。自力で通学をすることができる範囲ということも考慮に入れて、豊田中と豊岡中、福田中と竜洋中を隣接とします。

希望していた部活動をやめた場合について

学校は、部活動だけでなく勉強や協調性を養う場であるので、たとえ部活動をやめた場合でも、その学校で将来の目標に向かって一生懸命努力させたいと思います。

特別な配慮について

けがをして部活動ができなくなったり、指導者が異動したりする可能性も十分にあります。また、様々な理由で部活動ができなくなる場合もあります。子どもたちは、強い気持ちを持って希望してきます。校長と保護者、本人で真剣に考え十分話し合いをし、副申書を書いていただくように校長には依頼をしてあるので、「特別な配慮」という言葉は特に入れなくても大丈夫であると考えます。

また、通っている中学校は違って住んでいる地域の活動には、きちんと参加をすることもお願いをしていきます。

人数の制限について

前回の審議会では、人数制限を設けるという提案をしましたが、人数制限については特に制限を設けないようにします。

保護者のニーズについて

小学校から少年団等で、スポーツをしてきた子どもにとっては、やりたいことやその子の可能性を伸ばすことができるため、選択肢が広がるということで賛成する保護者が多くいます。また、部活動のために私立中学校を選択したり、住所を移動して転校したりするといった経済的な負担も減るといった利点もあります。通学等の課題を考慮しても、隣接の中学校であれば問題はないと考えている保護者も多くいます。

主な質疑

Q 前回提出された文言と変更はありませんか。

A 別表 4 について、特に変更はありません。基本的な考え方についても変更は

ありません。

Q 豊岡中の隣接に豊田中を認めるということは、豊田中の隣接に豊岡中を認めるということでよいですか。福田中と竜洋中も同様に考えてよいですか。

A よいです。

Q 保護者のアンケートについて、総論については、賛成をしていると考えてよいですか。

A よいと思います。このアンケートは、3校の保護者を抽出して実施しました。

Q 3校の保護者だけで保護者の総論を代表すると考えて大丈夫でしょうか。

A 部活動の選択肢が少ない家庭に対してアンケートを行った方が、関心が高いと考えて実施しました。

Q 実際には、どのくらいの人数がこの制度を活用すると考えていますか。

A 小学校の進路指導が入るので、このアンケートに書かれているすべての人数が、活用するわけではないと考えています。すべての人数が活用を決めていると考えているというわけではなく、活用することも考慮に入れているということだととらえています。浜松市の例から考えると、5名程度ではないかと考えています。

Q 学校ごとに選択肢の数に開きがあります。福田と竜洋は増やさなくてもよいのではないのでしょうか。(少ない学校への配慮)

A 隣接の考え方がポイントです。数をポイントではなく隣接をポイントとして考えます。隣接は、自分で通える範囲とすると、福田と竜洋は通える可能性があると考えると入れた方がよいと思います。豊岡中は、通える範囲を考えると2校とし、子どもが自力で通える範囲を少し広げたいと思います。

Q 隣接については、別表4の12に関するところだけですか、すべての項目で適用になるのですか。

A 別表第4の12番の項目だけに適用されます。

Q 12番の項目だけだと福田と竜洋は設置されている部活動が同じなので、利用することはないのではないのでしょうか。

A 文化部に対しても適用されます。また、運動部は、今は重なっている部活動だけですが、将来的に部活動の改廃があった場合、利用することができると考えています。

Q 浜松市の結果を見ると複数回答となっていますが、内容はどうなっていますか。保護者への広報活動はどのようにして行っていく予定ですか。受け入れ人数に制限はないということですが、生徒数の多い城山中学校に対する受け入れはどうなりますか。

A 浜松市は、通学区域制度の弾力化の施行を進める際に、学校の特色に応じて入学したい学校を希望できるため、部活動以外にも様々な理由があります。複数回答となっているのは、部活動と通学距離であるとか、部活動と学校の設備等と複数の理由を選択した場合です。また、6年生への説明ですが、市教委としては広報できる形で進めています。例年、通学区域に関する内容は広報いわたに掲載しています。今回は、6年生対象に文書も配布する予定です。市教委が行う内容は広報活動になるので、学校とともに説明をやっていきたいと考えています。城山中については、人数的に大変であるが、人数制限は設けないということなので、子どもの可能性を伸ばすという観点から十分に学校、保護者、市教委でその子の進路について相談していきたいと思います。生徒の人数によって教師の人数が変わる可能性がありますので、慎重に対応していきたいと考

えています。申請期限についても、11月下旬が期限になると考えています。

Q 教師の異動に対する配慮はどうなっていますか。

A 小学校の進路指導の中で、その可能性を承知しながら活用していただくこととなります。部そのものがなくなるということはありませんが、顧問がいなくなることで挫折が心配されるようであれば、利用しない方が良いと考えています。安易な選択にならないように、小学校段階での進路指導を徹底したいと思えます。8月8日に臨時校長会があり、中学校からは、「弾力化は良いと思う」「磐田の子を育てていくという広い視野を持っていくことが大切」、小学校からは、「進路指導(生き方指導)の充実が大切」「中学校と連携を取りながら、進めていきたいし、教育委員会も交えてその子にとって良い選択になるように進めていきたい」などの意見が出ました。

Q 極端なケースがあった場合はどうしますか。距離が長い場合も隣接であれば通うことが可能になりますが、通学に関する配慮が十分必要だと思います。こういう極端な場合も可能でしょうか。こういう場合も、保護者、小学校、市教委の三者の話し合い(調整)を行う必要があるのではないのでしょうか。

A 通学距離が長い場合でも、指定校の変更は可能になります。しかし、その場合は、家庭と学校、教育委員会がよく話し合いをする必要があると考えています。

Q 極端な例も出てくるので、学校、市教委として保護者に対して丁寧に説明する必要があるのでないのでしょうか。

A まず本人、学校、市教委で話し合いをして対応していく必要があります。今回は、広報いわたただけで広報するのではなく、小学校6年生の保護者対象に文書も作って配布することを予定しています。

Q 指定校の学級編成が絡んできたときにどのように判断していけばよいのでしょうか。小規模校への配慮はどのように考えていますか。

A 学級減も十分考えています。指定校変更する子どもに、学級編成の状況を伝えて、無理に引き止めないようにしたいと思います。転入もあるし、引き留めても他の子どもが転出する場合もあるので、そこは仕方がないと考えています。

Q 部活動の改廃の権限は、校長先生ですか。新しい部活動を設けるのは、保護者の要望でできますか、その他の基準がありますか。

A 学習指導要領の中に明記しています。学校の教育活動の一つです。部活動のために学校があるわけではないので、職員の話し合いを経て最終的には校長が決定します。新設については、なかなか難しい状況です。昔は生徒会の話し合いや保護者からの意見をいただいて数年間の準備期間を経て設置していきましたが、今は、希望者の人数や指導者の人数を考慮して話し合いを進め、数年間の準備期間を経て校長が判断していくことになっています。

今後の予定

市の例規審査委員会と定例教育委員会で本議案が承認された後、各小学校に周知する。